

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、経営環境の変化に迅速的確に対応し、透明性と健全性を高めた経営体制を確立させることを基本方針としております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

当社はコーポレートガバナンスコードの基本5原則を順守しております。

【補充原則1-2-4】

当社は現在、機関投資家・海外投資家の比率は低いと判断している為、議決権電子行使プラットフォームの利用や、招集通知の英訳は行っておりません。今後、機関投資家・海外投資家の比率推移をふまえ、検討してまいります。

【原則1-5】

当社は企業価値が株価に適正に反映されることが重要と考えており、その方針を念頭にIRを行っております。
企業価値が株価に適正に反映された上での株式売買は健全だと判断している為、現時点におきまして買収防衛策を導入しておりません。

【補充原則4-8-1】

当社は独立社外者のみを構成員とする会合は設置しておりません。
しかしながら、当社は社外取締役3名、社外監査役3名を選任しており、取締役会においても社外取締役・監査役の方が発言しやすい環境、議論しやすい環境が整備され、活発な議論が出来ております。

【補充原則4-10-1】

当社は独立社外取締役を主要な構成員とする任意の諮問委員会を設置することは致しておりません。
当社の取締役会は客観的な監督・経営判断機能が確保されていると判断しており、経営幹部や取締役の指名・報酬に関しても取締役会で十分検討の上、株主総会で決議している為、現行の仕組みで適切に機能していると考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-1】

当社は株主総会の存在を重要視しております。多くの方にご出席いただけるように招集通知を早期発送するよう努めております。また、総会后振り返りの時間を設け改善すべき点を洗い出し、更なる株主総会の充実を図っております。

【原則1-2】

当社は議案説明後において株主様との対話の機会を質疑応答形式で設けております。適切なご判断による権利行使の環境をご用意したいと考えている為です。
また、総会後には会社説明会を開催し、可能な限り客観的に当社現況をご説明しております。会社説明会においても総会同様に株主様との対話を充実させるための質疑応答の時間も設けております。

【補充原則1-2-1】

当社は毎月ホームページにて前年売り上げとの対比データを報告すると共に、四半期毎にホームページ・TDnetへ決算報告を行っております。また、経営幹部の人事異動に関しても同様に都度ホームページ・TDnetへ報告しております。

【原則1-3】

当社は自己資本の充実を基本とし、会社の安定性が確保できる水準の自己資本比率を目指しております。また、株主様に対する利益還元も重要な経営課題としてとらえております。
内部留保の資金につきましては、事業拡大や新規事業への投資、経営基盤の強化等に活用しております。そのことにつきましてはIRや株主総会で説明しております。

【原則1-4】

当社は現在、政策保有株式としての上場株式を保有しておりません。今後も保有する予定はありませんが、検討を有する事態が起きた場合は取締役会において政策株式保有の合理性・必要性を十分検討したうえで判断いたします。

【原則2-1】

当社は独創的なワン・アンド・オンリーの空間をお客様に提供することにより、「モノを買う」というニーズを満たすだけでなく、「モノとモノの融合、モノとコトの融合」によって「新しい発見」や「買い物の楽しさ」をお客様に提供することを経営理念として定めております。

【原則2-2】

当社は経営理念に基づく経営を実現させるため取締役会にて社員の行動基準を【行動規範】という形で5項目定め、社員へ経営理念及び行動規範が記載されたカードを配布し、理念の浸透を図っております。

【原則2-3】

当社は社会貢献の一環として、人事部内に担当者を設け、障がい者雇用を積極的に行い、同規模の会社の平均を大幅に上回る人員を採用しております。また、採用実績を認められ、支援センター主催の講演会での講演実績もございます。

【原則2-4】

当社は従業員の働きやすい環境づくりの為、人事部内に専門部署を設けております。名称も従業員の安心・満足の向上を果たすべく「安心・満足課」(通称:あんまん課)と名付け活動しております。

また、現在のあんまん課では女性が安心して長く働くことのできる環境整備に特に力を入れており、今後は女性管理職の割合目標を設定し女性の活躍をサポートしていく予定です。

【原則2-5】

当社は内部通報に係る社内規定を制定し、従業員相談窓口(ヘルプホットライン)を設置しております。尚、相談窓口は公平性や機密保持を鑑み第三者である外部へ委託しております。

入電後、オペレーターが内容をまとめ、当社の内部監査室室長に情報が入る流れとなっております。

その後、内部監査室室長は対応を開始し、進捗及び結果を取締役会へ報告しております。当該相談窓口については従業員の入社時に連絡先カードの配布、社内グループウェアに情報を掲示することによって周知徹底を図っております。

【原則3-2】

当社は会計監査人につきまして、あずさ監査法人を起用しております。あずさ監査法人とは四半期決算毎に決算報告会を実施し、報告内容は監査役会の場でも検討されております。

当社の監査役には会計士・税理士が選任されており、適正な監査を行うことができる体制が整えられており、あずさ監査法人につきましても適正な監査が出来ているものと判断しております。

【原則4-1】

当社は取締役6名中3名、監査役4名中3名を社外から選任しており、人選につきましても弁護士や税理士、元会社経営者等多方面から選任し、取締役会では闊達な意見が交換できる場として機能しております。

また、取締役会も討議が十分に出来る時間を設定しており経営戦略・計画・重要な業務執行の決定について当社の経営理念に基づき、運営しております。

【原則5-1】

当社はIR説明を財務部の担当者が行っており、株主様からの問い合わせに関する説明は株主総会以外では電話にて対応しております。対応内容につきましては株主様が求められる情報を提供することを心がけております。

また現状におきましては、株主様に対し、当社の問題点及び改善する方法を含めてご説明をしております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
菊地 敬一	1,783,000	23.15
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505224	500,000	6.49
菊地 真紀子	432,000	5.61
VV従業員持株会	54,000	0.70
木南 仁志	24,600	0.31
マネックス証券株式会社	23,519	0.30
株式会社百五銀行	20,000	0.25
J. P. MORGAN CLEARING CORP—CLEARING	18,800	0.24
CBNY-DFA INVESTMENT TRUST COMPANY-JAPANESE SMALL COMPANY SERIES	17,100	0.22
カブドットコム証券株式会社	16,501	0.21

支配株主(親会社を除く)の有無

—

親会社の有無

なし

該当事項はありません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	5 月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
立岡 登與次	他の会社の出身者											
丸山 雅史	他の会社の出身者									○		
齋藤 理英	弁護士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
立岡 登與次	○	——	経営の業務執行を監督する機能を強化するため、長年に亘り、経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づく視点を期待し、選任しています。 本人及びその近親者が、現在及び過去において、当社及び関係会社の業務執行者、主要な取引先とする者又はその業務執行者、主要株主などのいずれにも該当せず、また、当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ていないため、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として選任しております。
			経営の業務執行を監督する機能を強化するため、長年に亘り、経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づく視点を期待し、選任しています。

丸山 雅史		——	本人及びその近親者が、現在及び過去において、当社及び関係会社の業務執行者、主要な取引先とする者又はその業務執行者、主要株主などのいずれにも該当せず、また、当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ていないため、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立性・実効性を確保しております。
齋藤 理英	○	——	弁護士として豊富な経験を有しており、その高い専門性と幅広い見識に基づく視点を期待し、選任しています。 本人及びその近親者が、現在及び過去において、当社及び関係会社の業務執行者、主要な取引先とする者又はその業務執行者、主要株主などのいずれにも該当せず、また、当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ていないため、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4 名
監査役の数 更新	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役は監査が実効的に行われることを確保するため、監査役は会計監査人と定期的に情報交換を行う体制を確保します。

なお、当社の会計監査業務を執行する公認会計士は、必ず監査法人に属しております。
当社は、他の営業部門や管理部門から独立した立場として内部監査室を設置しており人員は7名となっております。内部監査室は、組織の内部管理体制の適正性を客観的、総合的に評価するとともに、抽出課題に対する改善提言やフォローアップを実施しております。監査役は内部監査室と必要に応じ随時情報の交換を行うことで相互の連携を高めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数 更新	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l m
前田 勝昭	公認会計士												
中垣 堅吾	公認会計士												
須原 伸太郎	公認会計士												

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

- j 上場会社の取引先 (f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
前田 勝昭		――	公認会計士としての高い専門性と、豊富な監査経験・知識に基づく視点を期待し、選任しています。
中垣 堅吾		――	公認会計士としての高い専門性と、豊富な監査経験・知識に基づく視点を期待し、選任しています。
須原 伸太郎		――	公認会計士としての高い専門性と、豊富な監査経験・知識に基づく視点を期待し、選任しています。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	2 名
-------------------------	-----

その他独立役員に関する事項

該当事項はありません。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社は、各部門の目標達成状況に応じて各部門担当の取締役の支給水準を考えるのではなく、会社全体の予算に対する達成状況を鑑みて、各々取締役の貢献度から報酬の個人別支給水準を考えております。また、ストックオプション制度に関しては、当社取締役及び従業員の経営参画意識を高め、業績向上に対する意欲や士気を喚起することにより、当社の健全な経営や社会的貢献の向上を図ることを目的として、ストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、従業員、子会社の従業員
-----------------	-------------------------

該当項目に関する補足説明 更新

当社は、平成28年1月29日開催の取締役会で、ストックオプション(新株予約権)の発行決議をしております。当該ストックオプションの付与対象者は、取締役、従業員及び子会社従業員の計110名であり、当社株式に対する意識向上により業績向上へのインセンティブとなっております。当該ストックオプションの行使期間は平成29年9月1日から平成39年8月31日までであります。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

事業報告及び有価証券報告書に取締役、社外取締役、監査役及び社外監査役の別に各々の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり
--------------------------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

前事業年度における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬は次のとおりであります。

取締役に対する報酬 7名 179百万円(うち、社外取締役 6百万円)

監査役に対する報酬 3名 7百万円(うち、社外監査役 1百万円)

(注)上記報酬等の額には、当事業年度に対応する役員退職慰労引当金に相当する額41百万円、ストック・オプションによる報酬額2百万円を含んでおります。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役に対する専従スタッフの配置は行っておりませんが、総務部・財務部・経理部・内部監査室・経営企画部が必要に応じてサポートを行っております。

社外監査役に対する専従スタッフの配置は行っておりませんが、常勤監査役と定期的な意見交換を行うとともに、月1回の定時取締役会にも出席しており、情報の共有化を図っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

1. 取締役会

当社の取締役は6名(うち3名は社外取締役)で構成され、毎月1回開催される取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項を決定するほか、取締役及び執行役員の業務執行状況を監督し、経営の透明性の確保を図っております。

また、監査役4名(うち3名は社外監査役)も取締役会に出席し、客観的な立場から取締役の職務執行に対して監査しています。

2. 監査役会

当社は、監査役会制度を採用しております。当社の監査役4名のうち3名は社外監査役であり、毎月1回開催される取締役会に出席しております。社外監査役は、経営の透明性の確保を図るため、いつでも公認会計士を選任し、専門的見地からの発言を得ております。また、経営の監視監督を担う監査役会を最低2ヶ月に1回開催しております。

3. 会計監査

当社の会計監査については、有限責任あずさ監査法人と契約しております。

平成28年5月期の監査内容は次のとおりであります。

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 安藤 泰行

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 村井 達久

また、監査報酬の内容は、監査証明業務に基づく報酬額33百万円であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、社外取締役3名と、社外監査役3名を選任しており、取締役会において、社外取締役および社外監査役による専門的かつ客観的な意見を取り入れており、職務執行における監視機能が有効に機能していると判断し、現状の体制を採用しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期日より1日前に招集通知の発送を行いました。
集中日を回避した株主総会の設定	今回の株主総会は、8月30日開催としました。
その他	株主様が総会議案の十分な検討時間を確保できるように、招集通知発送日の4日前に当社ウェブサイトにおいて電子的公表を行いました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	株主総会終了後に、個人投資家を中心とした株主様向けに会社説明会を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	四半期ごとにわかりやすい決算説明資料を掲載し、ダウンロードしていただけるようにしております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR部署として財務部内にIR担当者を配置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
その他	株主の皆様のご理解が深まるべく株主総会終了後に「会社説明会」を開催し、会社説明に加え質疑応答の時間を設けております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社において、業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）として、取締役会において決議した事項は、以下のとおりであります。

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1)コンプライアンス担当役員を指名し、当該役員を責任者とするコンプライアンス委員会を設置する。
- (2)コンプライアンスに関する規程を制定し、周知徹底を図り、社内研修等の機会を通じてコンプライアンスの重要性についての啓蒙を行うとともに、定期的にコンプライアンス体制のチェックを行い、改善すべき点の洗い出しを行う。
- (3)通報者の保護を徹底した通報・相談窓口の設置、体制の整備に努める。
- (4)内部監査部門が監査を行い、コンプライアンス体制の運用状況を監視、検証し、その結果を定期的に取締役会に報告する。
- (5)反社会的勢力との関係を排除するとともに、反社会的勢力からの不当な要求に対しては、警察・弁護士等と密接に連携し、当社グループを挙げて毅然とした姿勢で対応する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1)法令及び文書管理規程その他の情報管理に係る社内規程に従って文書作成及び情報の管理・保存・廃棄を行う。
- (2)情報処理システム管理規程及びインサイダー取引管理規程等を制定し、適切な情報管理体制を確立・維持する。
- (3)取締役の職務執行に係る情報の文書作成・保存・管理状況について、監査役の監査を受ける。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1)リスク管理に関する規程を制定し、代表取締役を議長とするリスク管理委員会を設置して定期的にリスク管理体制のチェックを行い、改善すべき点の洗い出しを行うとともに、新たなリスクの発生の有無を監視する。
- (2)商品、金銭に関するリスクに対応するため、外部のリスク管理会社と契約を締結してコンサルティングを受け、リスク管理体制の改善を図る。
- (3)リスク対応に関するマニュアル等を作成し、リスクが現実化した際に適切な対応を行うための体制を整備する。
- (4)会社として把握しているリスクに関しては、法令ならびに証券取引所の規則等に従い、適切な開示を行う。
- (5)リスク管理委員会は、リスク管理の状況を取締役に定期的に報告する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1)取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定時に開催するほか、適宜臨時に開催する。
- (2)業務分掌規程及び職務権限規程に基づく職務権限の分担により、迅速かつ効率的な意思決定を行う。
- (3)取締役、使用人が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図るとともに、目標達成に向けて実施すべき具体的な施策を業務担当取締役が定め、業務担当取締役は取締役会において業績を報告する。

5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1)当社は、当社グループの業務の適正を確保するために、「関係会社管理規程」を制定し、関係会社に関する重要事項については適時に報告される体制を構築するとともに、必要に応じて関係資料等の提出、月一回開催する取締役会へ担当役員が参加することを求めるなど、関係会社に対する統制を行い、その業務の適正を確保する体制の整備に努める。
- (2)当社関係会社においては、業務の有効性および効率性、財務諸表の信頼性の確保、法制等の遵守ならびに資産の保全を目的とする規程を定め、運用・評価し、定期的に当社へ報告する体制の整備に努める。

6. 財務報告の適正性を確保するための体制

- (1)経理関連の規程を整備し、法令および会計基準に従って適切な会計処理を行う。
- (2)法令および証券取引所の規則を順守し、適切かつ適時に財務報告を行う。
- (3)内部監査部門は、全社的な内部統制の状況や業務プロセス等の把握・記録を通じて評価および改善結果の報告を行う。
- (4)財務報告に係る内部統制が適正に機能することを継続的に評価し、適宜改善を行う。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役が必要に応じて当該使用人の配置を求めた場合には、取締役と監査役が協議のうえ、その職務を補助すべき使用人を決定する。

8. 監査役の職務を補助すべき使用人について、取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項

- (1)監査役の職務を補助すべき使用人が他部署の職務を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先する。
- (2)当社は、監査役の職務を補助すべき使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨および人事事項については社内規程に明記する。

9. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

- (1)取締役および使用人は定例的に経営状況、業務遂行状況、財務の状況、四半期の状況、リスク管理・コンプライアンス体制の状況などを監査役に報告する。
- (2)監査役は、会計監査人が実施する四半期決算報告会への出席および四半期レビュー時の立会などにより報告を受ける。

10. 当社グループの役職員またはこれらの者から報告を受けたものが、当社の監査役に報告をするための体制

- (1)当社グループの役職員は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められた場合には、速やかに適切な方法により報告を行う。
- (2)当社グループの役職員は、法令等の違反行為等、当社または当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、直ちに当社の監査役または監査役会に対して適切な方法により報告を行う。
- (3)当社の内部監査部門、総務部等は、定期的に当社監査役に対する報告会を実施し、当社グループにおける内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の状況を報告する。
- (4)当社グループの内部通報制度の担当部署は、当社グループの役職員からの内部通報の状況について、定期的に当社監査役に対して報告する。

11. 監査役への報告をしたものが当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

- (1)当社は監査役へ報告を行った取締役および使用人が当該報告をしたことを理由として、不利な取り扱いを受けることを禁止するとともに、「内部通報制度運用規程」に準じて当該報告者を保護する。
- (2)当社グループの役職員が当社監査役に対し直接通報を希望する場合は、速やかに監査役に通知することができる。

12. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- (1)当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該監査役の職

務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
(2)当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用等を負担するため、毎年、一定の予算を計上する。

13. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1)監査役は、代表取締役と定期的に会合をもち、経営方針を確認するとともに、会社に対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換する。
- (2)監査役は会計監査人と定期的に情報交換を行うとともに、内部監査部門および当社グループの監査役等とも密接に連携する。
- (3)監査役は、必要な場合における専門家の意見を聴取するためのルートを確保する。
- (4)監査役は重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会に出席するほか、必要と認める重要会議に出席する。また、稟議書およびその他業務執行に関する重要書類については、監査役の閲覧に供する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力及び団体との一切の関係を遮断するため、適切に行動することを基本方針としており、当社のすべての役員および従業員に周知徹底しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

1. 基本的な考え方

当社は、コンプライアンス管理規程に基づき、法令を遵守し適正な企業活動を通じて、経営の透明性、効率性を確保し、経営の監督と執行が有効に機能したガバナンス体制のもとで企業価値の向上を目指すとともに、株主様、お客様、仕入先様の皆様から信頼される企業となるよう、コーポレート・ガバナンスの充実を図っております。

2. 適時開示の体制

当社は取締役管理本部長を情報取扱責任者とし、財務部及び総務部をIR・情報開示担当部門とする体制をとっております。

また、当社は、会社情報の漏えいや不正使用の防止並びに金融商品取引法等で規定されている適時開示が必要な開示項目を明示したインサイダー取引管理規程を制定し、情報取扱責任者の指示のもと適時開示を実行しております。

